

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,598,323
(前年からの繰越額)	938,323
(本年の収入額)	660,000
支 出 総 額	1,491,424
翌年への繰越額	106,899

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	660,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	660,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	660,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	神谷 裕	660,000	R4/8/1	北海道岩見沢市6条東11丁目55	衆議院議員		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
この頁の小計		660,000					
その他の寄附		0					
合 計		660,000					

その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	0	0	
(2) 光 熱 水 費	0	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	249,066	0	
(4) 事 務 所 費	304,696	0	
小 計	553,762	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	387,370	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	32,120	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	32,120	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	518,172	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	937,662	0	
合 計	1,491,424		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	備品（シュレッダー）	20,940	R4/4/29	株式会社ビックカメラ	東京都港区赤坂3-1-6	
2	消耗品費	10,602	R4/6/13	豊陽興産株式会社	東京都千代田区隼町2-11	
3	消耗品費	13,686	R4/12/12	(有) 文新堂	東京都中央区銀座1-15-2	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	45,228				
	その他の支出	203,838				
	合 計	249,066				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	監査料	22,000	R4/3/24	税理士法人ひまわり	北海道岩見沢市上幌向町1360番地1	
2	利用料	18,700	R4/4/14	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	
3	利用料	16,035	R4/5/13	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	
4	利用料	25,371	R4/12/12	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン(株)	東京都江東区豊洲2丁目2番1号	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	82,106				
	その他の支出	222,590				
	合 計	304,696				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
					会費など	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	会費	20,000	R4/2/16	龍の風	東京都港区青山2-2-15 ウィン青山1301号室	
2	年会費	15,000	R4/6/9	社団法人 北海道倶楽部	東京都千代田区永田町2-17-17 北海道東京事務所1階	
3	年会費	12,000	R4/7/14	新外交イニシアティブ	東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5F	
4	交通費	57,620	R4/10/17	株式会社JTB	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館内地下4階	
5	宿泊費	16,370	R4/11/3	ホテル グレイスリー那覇	沖縄県那覇市松尾1-3-6	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	120,990				
	そ の 他 の 支 出	266,380				
	合 計	387,370				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		4. 宣伝事業費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	印刷代 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主 たる事務所の所在地)	備 考
1	印刷代	20,240	R4/4/20	株式会社サンユー	東京都中野区中央2-52-18	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	20,240				
	その他の支出	11,880				
	合 計	32,120				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		7. 調査研究費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	調査研究費 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	水産経済新聞 2月～12月分	62,964	R4/1/7	株式会社水産経済新聞社	東京都港区六本木2-1-13 六本木MYビル3階	
2	北海道新聞 令和4年2月3月	10,114	R4/2/10	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
3	年会費	50,000	R4/3/31	国のかたち研究会	東京都武蔵野市中町1-2-9-302	
4	北海道新聞 令和4年4月5月	10,114	R4/4/25	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
5	北海道新聞 令和4年6月7月	10,114	R4/6/9	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
6	北海道新聞 令和4年8月9月	10,114	R4/8/10	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
7	北海道新聞 令和4年10月11月	10,114	R4/10/12	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
8	北海道新聞 令和4年12月 令和5年1月	10,114	R4/12/12	株式会社全販	東京都千代田区一ツ橋2-6-8	
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	173,648				
	その他の支出	344,524				
	合 計	518,172				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

○ 宣 誓 書 ○

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

5月 9 日
令和5年 ~~3月10日~~

政治団体の名称 北裕会

会計責任者の氏名 大原 弘一 

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

政治資金監査報告書

令和5年4月25日

北 裕 会
代 表 神 谷 裕 殿

登録政治資金監査人

谷 薫 

登 録 番 号 第 1 2 2 4 号

研修了年月日 平成21年6月12日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、北裕会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、主たる事務所のスペース不足及びヒアリングの利便、監査に係る経済合理性から、監査人谷薫が判断して、代表者神谷裕が総支部長である立憲民主党北海道第10区総支部の主たる事務所（岩見沢市4条西4丁目12）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下の通りである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出及び支出の目的が記載されていない振込明細書は存在しなかった。

3 業務制限

北裕会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、北裕会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。